

1 名称及び事務局

この会は、多津美水彩画 (以下「本会」という)と称し、事務局は代表者宅に置く。

2 目的

本会は、水彩画の技術向上と会員同士の交流を目的とする。

3 活動

本会は次の活動を行う。

- (1) 定例会
- (2) 発表会
- (3) 地域活動、親睦会
- (4) 本会の運営に必要と認めた活動
- (5) その他 _____

既存の会則がある場合は、別紙の添付でも可

4 会員

会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に参加できる者をもって構成する。

5 会員の義務

会員相互の協力により成り立つものであり、会員一体となって運営に当たらなければならない。

6 役員

- (1) 本会に代表者、会計を置く。
- (2) 役員を選出は、会員の互選により選出する。
- (3) 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

7 会計

- (1) 本会の会費は(月額・日額)(500)円とし、(1ヶ月)単位で徴収する。
- (2) 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

8 入退会

- (1) 入会…入会する者は、代表者に届け出て、会の承認を得なければならない。
- (2) 退会…退会する者は、代表者に届け出るものとする。
退会による会費の払戻しは(できる・できない)。
- (3) 自然退会…正当な理由がなく、会費を未納のまま放置した者、長期間欠席した者は退会したものとみなす。

9 その他

本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項はその都度会員相互が協議して決定する。

10 附則

本会則は、(平成 8)年(4)月(1)日から施行する。

提出期限: 2/28(金)